

## 社会福祉法人安全福祉会 グループホームあんぜんの丘 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからぬこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鈴鹿亀山地区広域連合条例第1号）」第109条及び「鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年鈴鹿亀山地区広域連合条例第2号）」第70条の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人安全福祉会 グループホームあんぜんの丘
代表者氏名	代表 佐野 知之
所在地	三重県亀山市田茂町500番地 グループホームあんぜんの丘 (TEL: 0595-96-8325・FAX: 0595-96-8326)
法人設立年月日	平成元年5月2日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホームあんぜんの丘
介護保険指定事業所番号	2490400179
事業所所在地	三重県亀山市田茂町500番地

#### (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人安全福祉会が設置するグループホームあんぜんの丘において実施する指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切や指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

## (3) 事業所の施設概要

建築	木造平屋	199.29m <sup>2</sup>
敷地面積		9964.67m <sup>2</sup>
開設年月日		令和7年4月1日
ユニット数		1

## &lt;主な設備等&gt;

	面 積 ( m <sup>2</sup> )
居 室 数	1ユニット 9室 トイレ無し9室 9.45m <sup>2</sup>
食 堂 ・ 居 間	28.88m <sup>2</sup>
台 所	1ユニットにつき1箇所
ト イ レ	1ユニットにつき3箇所
浴 室	4.20m <sup>2</sup>
脱 衣 室	6.99m <sup>2</sup>
洗 灌 室	5.80m <sup>2</sup>
事 務 室	4.78m <sup>2</sup>
倉 庫	5.10m <sup>2</sup>

## (4) サービス提供時間、利用定員

サービス提供時間	24時間体制
日中時間帯	6時～21時
利用定員内訳	9名 1ユニット9名

## (5) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 別府 正樹
-----	------------

職名	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行います。	常勤 1名 介護従事者と兼務
計画作成担当者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	常勤 1名 介護従事者と兼務

介護従業者	1 利用者に対し必要な介護および世話、支援を行います。	10名 常勤 7名 非常勤 3名 管理者、計画作成担当者と兼務
-------	-----------------------------	--

(※人員数は変動することがあります。)

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容	
(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成	1 サービスの提供開始時に、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護事業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した介護計画の内容について、利用者及びその家族に対して、説明し同意を得ます。 3 (介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付します。 4 計画作成後においても、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。	
食事	1 利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行います。 2 摂食・嚥下機能、その他入所者の身体状況、嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。 3 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援します。 4 食事の自立に必要な支援を行い、生活習慣を尊重した適切な時間に必要な時間を確保し、共同生活室で食事をとることを支援します。	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	1 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 2 嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1 1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。 2 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴での入浴を提供します。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導やおむつ交換を行います。
	離床・着替え・整容等	1 寝たきり防止のため、できる限り離床していただくように配慮します。 2 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えのほか、必要時に着替えを行います。 3 個人の尊厳に配慮し、適切な整容が行われるように援助します。 4 シーツ交換は、定期的に行い、汚れている場合は隨時交換します。

	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の介助、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
健康管理		1 医師による診察日を設け、利用者の健康管理につとめます。
若年性認知症利用者受入サービス		若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者ごとに担当者を定め、その者を中心にその利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
その他		<ol style="list-style-type: none"><li>利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。</li><li>良好な人間関係と家庭的な生活環境の中で、日常生活が過ごせるよう、利用者と介護事業者等が、食事や掃除、洗濯、買い物、レクリエーション、外食、行事等を共同で行うよう努めます。</li><li>利用者・家族が必要な行政手続き等を行うことが困難な場合、同意を得て代わって行います。</li><li>常に利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者、家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な支援を行います。</li><li>常に家族と連携を図り、利用者・家族との交流等の機会を確保します。</li></ol>

## (2) 介護保険給付サービス利用料金

## 《認知症対応型共同生活介護費・短期利用共同生活介護費》

- ・共同生活住居数が1

事業所区分・要介護度		サービス提供時間	基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
I	要介護 1	765	7,856 円	785 円	1,571 円	2,356 円	
	要介護 2	801	8,226 円	822 円	1,645 円	2,467 円	
	要介護 3	824	8,462 円	846 円	1,692 円	2,538 円	
	要介護 4	841	8,637 円	863 円	1,727 円	2,591 円	
	要介護 5	859	8,821 円	882 円	1,764 円	2,646 円	

事業所区分・要介護度		サービス提供時間	基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
短期利用I	要介護1	793	8,144円	814円	1,628円	2,443円	
	要介護2	829	8,513円	851円	1,702円	2,553円	
	要介護3	854	8,770円	877円	1,754円	2,631円	
	要介護4	870	8,934円	893円	1,786円	2,631円	
	要介護5	887	9,109円	910円	1,821円	2,732円	

## 《介護予防認知症対応型共同生活介護費・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費》

## ・共同生活住居数が1

事業所区分・要介護度	サービス提供時間	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
I		761	7,815円	781円	1,563円	2,344円

事業所区分・要介護度	サービス提供時間	基本単位	利用料	利用者負担額		
				1割負担	2割負担	3割負担
I (短期利用)		789	8,103円	810円	1,620円	2,430円

※ 身体拘束廃止に向けての取り組みとして、身体拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の90/100となります。

※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記の97/100となります。

※ 利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合であって、退院後再び当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保している場合に、1月に6日を限度として246単位（利用料2,570円、1割負担：257円、2割負担：514円、3割負担：771円）を算定します。

## (3) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
夜間支援体制加算(Ⅰ)	50	513円	51円	102円	153円	1日につき
夜間支援体制加算(Ⅱ)	25	256円	25円	51円	76円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	2,054円	205円	410円	616円	1日につき(7日を限度) (短期利用の場合のみ)
若年性認知症利用者受入加算	120	1,232円	123円	246円	369円	1日につき
看取り介護加算★	72	739円	73円	147円	221円	死亡日以前31日以上45日以下
	144	1,478円	147円	295円	443円	死亡日以前4日以上30日以下
	680	6,983円	698円	1,396円	2,094円	死亡日の前日及び前々日
	1,280	13,145円	1,314円	2,629円	3,943円	死亡日
初期加算	30	308円	30円	61円	92円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)イ★	57	585円	58円	117円	175円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)ロ★	47	482円	48円	96円	144円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅰ)ハ★	37	379円	37円	75円	113円	1日につき
医療連携体制加算(Ⅱ)★	5	51円	5円	10円	15円	1日につき
退居時相談援助加算	400	4,108円	410円	821円	1,232円	1回につき
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3	30円	3円	6円	9円	1日につき

認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	41 円	4 円	8 円	12 円		
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1,027 円	102 円	205 円	308 円	3月に1回を限度として1月につき(Ⅰ)は初回のみ算定	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,054 円	205 円	410 円	616 円		
栄養管理体制加算	30	308 円	30 円	61 円	92 円	1月につき	
口腔衛生管理体制加算	30	308 円	30 円	61 円	92 円	1月につき	
口腔・栄養スクリーニング加算	20	205 円	20 円	41 円	61 円	1回につき	
科学的介護推進体制加算	40	410 円	41 円	82 円	123 円	1月につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	225 円	22 円	45 円	67 円	1日につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	184 円	18 円	36 円	55 円		
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	61 円	6 円	12 円	18 円		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 186/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 178/1000						
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 155/1000	左記の単位数 × 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 125/1000						

- ※ ★については、介護予防認知症対応型共同生活介護での算定はできません。
- ※ 夜間支援体制加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に当事業所を利用することが適当であると判断した利用者に対して、サービスを提供した場合に、入居を開始した日から 7 日間を限度として算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、利用者又は家族の同意のもと、医師、看護師等多職種共同にて介護に係る計画を作成し、計画に基づき利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えるように支援した場合に算定します。
- ※ 初期加算は、当事業所に入居した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 医療連携体制加算は、当事業所の従業者若しくは病院や訪問看護ステーション等との連携により看護師を配置し、24 時間の連絡体制や利用者が重度化した場合の指針を定めるなどにより、利用者の日常的な健康管理や医療ニーズに対して適切な対応が取れる体制を整備している場合に算定します。
- ※ 退居時相談援助加算は、利用期間が 1 月を超える利用者が退居し、居宅にて居宅サービス等を利用する場合に、退居後の各サービスについての相談援助を行い、利用者の同意を得て退居後 2 週間以内に市町村等に利用者の介護状況を示した文書を添えて各サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

- ※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は、当事業所の計画作成担当者が、訪問リハビリテーション事業所等の医師等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
- 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、訪問リハビリテーション事業所等が当事業所を訪問した際に、当事業所の計画作成担当者と共同で利用者の状態評価を行い、生活機能の向上を目的とした(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを実施した場合に算定します。
- ※ 栄養管理体制加算は、管理栄養士等が従業者に対して栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、算定します。
- ※ 口腔衛生管理体制加算は、当事業所の介護職員が歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上受けている場合に算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を認知症対応型共同生活介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して(介護予防)認知症対応型共同生活介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するため賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。
- ※ 利用者が病院又は診療所に入院後、3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合に退院後再び当事業所に円滑に入居できるような体制等を整えている場合、1月に6日を限度として2,570円(利用者負担1割257円、2割514円、3割771円)を算定します。
- ※ 地域区分別の単価(6級地10.27円)を含んでいます。
- ※ 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

#### (4) その他の費用について

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 家賃	月額 65,000円 (1日当たり2,167円)
	入居時 150,000円
② 入居保証金(敷金) (短期利用者除く)	利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際の原状回復費用を差し引いて、退居時に残額を返還します。また、未払い家賃がある場合は、敷金から差し引いて、退居時に残額を返還します。※退去は現状復旧後となりますので、その間、家賃が発生致します。

③食費	朝食 361円/回 昼食 661円/回 夕食 592円/回
③ 光熱水費	月額 17,000円 (1日当たり567円) 共用部分の光熱水費は除きます。 また、外泊などにより、当該事業所に終日いない日には、光熱水費を頂戴しません。
④ 共益費	月額 7,000円 (1日当たり233円) 共有スペースの冷暖房、ソファー、テレビの維持費
⑤ 寝具貸出管理費	月額 3,060円 (ただし、持ち込みの場合は費用はかかりません)
⑦理美容費	2,500円(1回)
⑧その他	日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。 ・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。

※月途中における入退居について日割り計算としています。

※利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。

※法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付します。

※入所保証金とは別に、本人のお小遣いとして入所時に10,000円お預かりします。

※短期利用者について、利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による消耗・毀損があった場合には、復旧する際に要する費用を徴収いたします。

#### 4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。なお、1ヶ月に満たない期間のサービスの利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。</p> <p>イ 支払方法 支払窓口</p> <p>現金払い・・・ 特別養護老人ホーム安全の里の窓口 口座振替・・・ 百五銀行亀山支店（手数料110円） 鈴鹿農協亀山神辺支店（手数料110円） 亀山郵便局（手数料10円） 三十三銀行（手数料110円）</p>
--------------------------------------	---

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 5 入退居に当たっての留意事項

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護（要支援者）であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれます。
  - ①認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
  - ②認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
  - ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- (2) 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行います。
- (3) 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認められた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努めます。

## 6 衛生管理等

### ① 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

### ② 感染症対策マニュアル

ノロウイルス・インフルエンザ等の感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。

また、従業者への衛生管理に関する研修を年2回行っています。

### ③ 他関係機関との連携について

事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。また、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 7 緊急時の対応方法について

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

<p>【協力医療機関】 (協力医療機関一覧)</p>	<p>医療機関名 亀山市立医療センター 所 在 地 亀山市亀田町 466-1 電話番号 0595-83-0990 FAX 番号 0595-83-0306 診 療 科 内科・外科・整形外科・眼科</p>
--------------------------------	--

【協力歯科医院】	医療機関名 久保田歯科クリニック 所在地 亀山市亀田町 380-23 電話番号 0595-83-0808 FAX 番号 0590-83-4646 診療科 歯科
【委託医療機関】 (看護師の所属医療機関)	医療機関名 亀山市医療センター地域医療部 訪問看護ステーション 結 所在地 亀山市亀田町 466 番地 1 電話番号 0595-83-0990 FAX 番号 0595-83-0306
【主治医】	医療機関名 亀山市立医療センター 氏名 担当医 電話番号 0595-83-0990
【家族等緊急連絡先】	氏名 続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先

## 8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故については、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課	所在地 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 電話番号 059-369-3201 受付時間 8:30~17:00(土日祝は休み)
----------------------------------	--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損保ジャパン日本興亜株式会社
	保険名	社会福祉施設損害補償「しせつの損害補償」
自動車保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保険名	タフビズ自動車（一般総合）

## 9 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 別府 正樹 ）

② 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施時期：（毎年2回 4月・10月）

## 10 サービス提供に関する相談、苦情について

### （1） 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

#### 当施設における苦情の受付

- ① 利用者等からの苦情受付
- ② 苦情内容、利用者等の意向等の確認と記録
- ③ 苦情内容の苦情解決責任者及び第三者委員への報告
- ④ 苦情改善状況の苦情解決責任者への報告
- ⑤ 苦情申出内容の原因、解決方策の検討
- ⑥ 苦情解決の為の苦情申出人との話し合い
- ⑦ 第三者委員への苦情解決結果の報告
- ⑧ 苦情原因の改善状況の苦情申出人及び第三者委員への報告

また、苦情受付ボックスを受付けカウンターに設置しています。

### （2） 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 グループホームあんぜんの丘	所在地 三重県亀山市田茂町 500 番地 電話番号 0595-96-8325 ファックス番号 0595-96-8326 受付時間 9:00~18:00
【市町村（保険者）の窓口】 鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課	所在地 鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号 電話番号 059-369-3205 受付時間 8:30~17:00 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 津市桜橋 2 丁目 131 番 電話番号 059-224-8111 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

## 11 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、インターネット上に開設する事業所のホームページなどにおいて公開しています。

## 12 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものその他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

### 13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者・別府 正樹
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。

- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### 14 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、2年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 15 地域との連携について

- ① 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めます。
- ② 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- ③ 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

#### 16 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の完了した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ③ 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

#### 17 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画書に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成した

ものです。

(1) 利用料、利用者負担額の目安

(介護保険を適用する場合)

《認知症対応型共同生活介護・短期利用共同生活介護》

基 本 利 用 料	介 護 保 険 運 用 の 有 無	サービス内容												利 用 料	利 用 者 負 担 額			
		初期 加 算	体 制 加 算	医 療 連 携	助 加 算	退 居 時 相 談 援	ア 加 算	認 知 症 専 門 ヶ	体 制 強 化 加 算	サ ー ビ ス 提 供	栄 養 管 理 加 算	遇 改 善 加 算	介 護 職 員 等 処	進 体 制 加 算	科 学 的 介 護 推	連 携 加 算	生 活 機 能 向 上	
要 介 護																	円	円
		1月当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額														円	円	

《介護予防認知症対応型共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護》

基 本 利 用 料	介 護 保 険 運 用 の 有 無	サービス内容										利 用 料	利 用 者 負 担 額			
		初期 加 算	援 助 加 算	退 居 時 相 談	ケ 認 ア 知 加 算 専 門	認 知 症 行 動 ・ 緊 急	心 理 症 状 態 ・ 緊 急	栄 養 管 理 加 算	○ 体 制 強 化 加 算	サ ー ビ ス 提 供	算 ○ 介 護 職 員 等 加 算					
	○	○													円	円
		1月当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額													円	円

その他の費用

① 家賃	重要事項説明書3(4)－①記載のとおりです。
② 入居保証金	重要事項説明書3(4)－②記載のとおりです。
③ 食費	重要事項説明書3(4)－③記載のとおりです。
④ 光熱水費	重要事項説明書3(4)－④記載のとおりです。
⑤ 共益費	重要事項説明書3(4)－⑤記載のとおりです。
⑥ 寝具貸出管理費	重要事項説明書3(4)－⑥記載のとおりです。
⑦ 理美容代	重要事項説明書3(4)－⑦記載のとおりです。

⑧ その他	重要事項説明書 3 (4) ー⑧記載のとおりです。
-------	---------------------------

(2) 1月当たりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

## 18 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年鈴鹿亀山地区広域連合条例第1号)、「鈴鹿亀山広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」(平成25年鈴鹿亀山地区広域連合条例第2号)に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	三重県亀山市田茂町500番地
	事 業 所 名	社会福祉法人安全福祉会 グループホーム あんぜんの丘
	代 表 者 名	代 表 佐野 知之
	事 業 所 名	グループホーム あんぜんの丘
	説 明 者 氏 名	

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。また重要事項説明書12.②の①において、サービス担当者会議等において個人情報を用いることに同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	

家族代表	住 所	
	氏 名	